

## 環境省石綿飛散防止小委員会ヒアリング資料

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 会長 平田 忠男

「中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会（患者と家族の会）」の会長と尼崎支部世話人を兼ねております平田忠男でございます。今日は、患者と家族の会の会長として、また私自身胸膜プラーク患者として、さらに4才下の弟を41歳で悪性胸膜中皮腫によって亡くした家族・遺族として、アスベスト健康被害者の立場から思うところの一端を述べさせていただきます。

私たち「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は2004年2月に発足しました。当時の会員は60人でした。前回、大気汚染防止法が改正された2013年には650人、現在は900人となっています。アスベストの被害が拡大する中で、会員も急増しています。同時にアスベストへの一般の皆さんの関心も高まっています。

会の発足の2年前である2002年に、中皮腫で家族を亡くされた遺族がはじめて集い、環境省、厚生労働省と日本石綿協会に対して申し入れを行っております。遺族たちは厳しい病気で家族を失った経験から、このような被害が今後起きないように「早くアスベストの使用を禁止してほしい」と訴えました。しかし、厚生労働省と日本石綿協会は非道にも「これからもアスベストを使用し続ける」と回答しました。日本石綿協会は「アスベストは管理して使えば大丈夫である」とする「管理使用」によって安全に使うことができると主張し、政府もそれを受け入れていたのです。しかし2年後2004年に政府は、建材への使用を禁止し、事実上アスベストの使用を禁止しました。もっと早く禁止していれば、もっと被害を少なくすることができたことは忘れてはならないと思います。

会が発足した翌年にクボタショックが起きました。クボタ旧神崎工場周辺の中皮腫被害の発見がそのきっかけになりましたが、当時5人の中皮腫の患者を発見し工場と結びつけたのは患者と家族の会の元会長です。私自身はクボタ旧神崎工場の道路ひとつ隔てた旧郵政省の職員宿舎「角田寮」に昭和25年（1950年）から18年間住んでいました。ちょうど工場でも最も発ガン性の高い

青石綿が使われていた時にほぼ重なります。当時、寮には入れ替わりはあっても常時 130 人ほどが生活していました。半分近くが学齢期の子どもたちでした。その子どもたちの中から何と私の同学年の二人を含め、6 人の中皮腫被害者が出ています。直近では昨年、私の一学年下の男性が腹膜中皮腫を発症してしまいました。昭和 45 年（1970 年）に老朽化のため寮が閉鎖されてから 47 年もの時間がたっています。かくも曝露から発症まで潜伏期間があるとは、なんとも言いようがありません。角田寮の被害者の場合、職歴で石綿に関わる仕事に携わっていなかったことを年金記録などから証明せねばなりません。また、実際、寮に住んでいたことが分かる書類の提出を求められます。何十年も経ってから当時の隣人を探すのも、難しい。時が経過すればするほど患者本人も高齢化して、証人探しは困難になります。このことは、角田寮の被害者にかぎらず、全国の被害者にも、石綿救済法に関し、同じことが言えます。私も弟や幼なじみ、また、今までの世話人活動を通じてお見送りさせていただいた多くの人の無念を思う時、これ以上つらい、悔しい思いをする人が出ないようにと願います。

当初、クボタ周辺の被害は 5 人でした。半年後 85 人と報道されました。現在では 339 人に上っています。世界最大級の周辺住民の被害が発生しており、これはまさに公害です。環境省が対策をとらなければならないということです。クボタのようなアスベスト工場はもうありませんが、アスベストの除去や建物の解体の現場ではアスベストの飛散や漏洩は続いており、大きな問題となっています。これらが「小さなクボタの工場」となって被害が発生するおそれは十分にあります。

アスベストの使用が禁止されている現在、今、一番気掛かりは、やはり建築物の解体によるアスベストの飛散防止と廃棄物処理の徹底管理です。街を歩いていると建物の解体現場をよく見かけますが、シートで覆われて中は見えません。石綿の掲示さえされていない現場も多く見かけます。きちんと飛散防止が行われているか周囲の人々は知ることができません。

私たち被害者は被害の救済だけではなく、今の石綿の被害防止対策にも大きな関心を持っています。尼崎支部では、毎年尼崎市と話し合いをおこなっており、その中で解体現場 3300 件のうち 1 割以上の 380 件で、アスベスト含

有建材の見落としがあったことが明らかになり、報道もされました。クボタショックがあり、対策に力をいれているとされる尼崎市でさえこのような状況です。

アスベストの調査や分析、管理、除去はたいへん難しいですが、適切な資格制度やライセンスがありません。だれでもできてしまう状況です。現在使用されている建物のアスベスト除去を監視する気中濃度測定の義務さえありません。きちんと除去されたかどうか確認することもされていません。罰則も最大罰金50万円では軽すぎます。抜本的な規制強化が必要です。